

福山市戸籍コンビニ交付システム通信機器等の賃貸借

入 札 説 明 書

2025年（令和7年）10月17日

福山市

総務局総務部 I C T推進課

目 次

第1章 業務に関する事項	1
1 主催者	1
2 担当課	1
3 調達の内容	1
4 入札参加資格要件	2
5 契約条件	2
6 本業務に当たっての制約事項	3
7 契約及び支払条件	4
第2章 入札手続に関する事項	5
1 日 程	5
2 入札説明書等の交付	5
3 入札参加資格審査申請書類の提出	6
4 入札参加資格の認定	7
5 入札説明書及び入札仕様書等に関する質問	7
6 機器一覧表の提出	7
7 入札及び開札手続き	7
8 その他	10

第1章 業務に関する事項

1 主催者

福山市（以下「本市」という。）

2 担当課

福山市総務局総務部 I C T推進課

〒720-8501 福山市東桜町3番5号（本庁舎4階）

TEL (084) 928-1212（直通）

FAX (084) 920-1188

E-Mail ict-suishin@city.fukuyama.hiroshima.jp

3 調達の内容

(1) 件名

福山市戸籍コンビニ交付システム通信機器等の賃貸借

(2) 概要

ア 対象業務内容

本市では、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に伴い、本市で構築している戸籍コンビニ交付システムをクラウド環境へ移行する予定である。

そのため、クラウド環境移行に伴い必要となるネットワーク機器、周辺機器及びコンビニ交付システムの稼働状況を確認するためのパソコン等（以下「通信機器等」という。）の調達を行うものである。

なお、本業務に係る詳細は、入札参加資格があると認められた者に対し交付する「入札仕様書」等を参照すること。

イ 調達の範囲

(ア) 戸籍コンビニ交付システムのクラウド環境への移行に必要な通信機器等

(イ) 調達に伴うシステム設定等作業

- a 仮設置場所への通信機器等の搬入、据付け、セットアップ作業及び動作確認
- b 通信機器等の解体・搬出及び本市への輸送
- c 本市への通信機器等の搬入、据付け及び動作確認
- d 本市及び本市が指定する事業者に対する教育・研修作業
- e 通信機器等の更新に伴う事業者に対する補助作業
- f 上記作業における設計書及び説明書等の作成

(3) 納入期限

ア (2) イ (ア)、(イ) a、d、f の納入期限は、2026年（令和8年）1月19日（月）までとする。

イ (2) (イ) b、c、eの納入期限は、原則として、2026年（令和8年）2月10日（火）までとする。

なお、具体的な日時は、別途協議すること。

(4) 賃貸借（リース）期間

2026年（令和8年）2月1日から2031年（令和13年）1月31日までの60か月間とする。

(5) 搬入場所

ア 仮設置場所

本市が指定する事業者の施設

イ 本設置場所

福山市役所 本庁舎4階 ICT推進課サーバ室

4 入札参加資格要件

入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 本業務の公告の日から落札決定の日までの間のいずれの日においても、本市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第1号に規定する暴力団若しくはその利益となる活動を行う者でないこと又は法人の役員若しくは支配人（非常勤を含む。）が同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (5) 本市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (6) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (7) ハードウェアの保守体制が組成できること。
- (8) 第三者をして物件を貸し付けようとする者にあつては、当該物件を自ら貸付できる能力を有するとともに、第三者をして物件の貸付けを行えることの証明をした者であること。

5 契約条件

本業務を契約するに当たっての条件は、次のとおりとする。

(1) ハードウェアに関する運用保守条件

ハードウェアに対して、次のサービスに速やかに対応できることとする。

ア ハードウェアにかかわる情報提供を行うこと。

イ ハードウェアの問題判別と解決にかかわる情報提供と技術支援を行うこと。

ウ 迅速な障害対応を担保するため、上記の情報提供や技術支援について適切なサービスレベルを定義すること。

(2) 搬出、搬入に係る条件

通信機器等の搬出、搬入するに当たり、次のとおり対応できることとする。

ア 仮設置場所への搬入及び搬出並びに本市への搬入に当たっては、本市及び本市が指定する事業者の指示に従い搬入・搬出計画を策定すること。

イ 仮設置場所からの搬出に当たっては、通信機器等の解体及び梱包を適切に行うこと。

ウ 仮設置場所から本設置場所までの輸送中、通信機器等が火災、破損、盗難又は事故等によって損害を受けた場合、その損失を補填すること。

(3) その他の条件

納入期限を遵守すること。ただし、本市によるスケジュールの変更があった場合はこの限りではない。

6 本業務に当たっての制約事項

(1) 秘密の保持

本業務遂行中に知り得た秘密事項は、いかなる理由があっても本市の承認なしに他に漏らしてはならない。契約期間終了後も同様とする。

(2) 貸与資料

本業務の実施に当たり、本市が貸与する物品及び資料等は、賃貸人（第三者をして物件を貸し付ける場合にあつては受注者及び賃貸人。以下同じ。）の責任において適切に管理し、取扱いに注意すること。

また、契約期間終了後、速やかに返却すること。

(3) 施設への入退室

ア 仮設置場所

通信機器等の搬入、設定及び搬出等のため、本市が指定する事業者の施設に出入りする場合は、本市が指定する事業者に事前に連絡し、承認を得ること。

また、本市が指定する事業者の施設へ出入りするに当たっては、本市が指定する事業者の指示に従うこと。

イ 本設置場所

通信機器等の搬入に当たり、本市の施設等に出入りする際は、本市担当者に事前に連絡し、承認を得ること。

また、本市施設に出入りするに当たっては、本市担当者の指示に従うこと。

(4) 成果物の所有権

納入成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合、賃貸人は、当該著作権の使用に関する費用負担を含む一切の手続きを行い、第三者の著作権、その他の権利を侵害しないこと。

(5) 他の業者との連携

賃貸人は、本市及び本市が指定する業者と相互に協調を保ち、作業の便宜と進捗を図ること。

(6) 再委託の制限

賃貸人は、契約に基づく業務を第三者に委託してはならないものとする。

ただし、やむを得ず業務の一部を第三者に委託する必要がある場合は、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容、事業執行の場所等を本市に届け出て、本市の承認を得ること。

また、再委託を受けた者に対しても、委託条件を厳守させ、再委託先からさらに他の第三者に委託させてはならない。

(7) 疑義

賃貸人は、本業務の実施に当たり、本書及び入札仕様書に記載のない事項又は疑義が発生

した場合は、速やかに本市と協議を行い、承認を得た上で作業を実施すること。

(8) その他

今回導入する通信機器等は、検収日（仮設置時）から１年間以上無償で正常動作を保障すること。

なお、無償期間であっても、入札仕様書記載の「保守業務要件」と同等のサービス（Ｑ＆Ａ対応、障害対応など）を行うこと。

7 契約及び支払条件

(1) 契約の締結

ア 契約は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の３に基づく長期継続契約とし、２０２６年度（令和８年度）以降の当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、本市はこの契約を解除することができるものとする。

イ 契約書の記載内容は、落札者と別途協議の上決定する。

なお、入札仕様書の要件を満たさないときは、当該項目について本市が特に認めた場合を除き、落札者は入札仕様書の要件に従わなければならない。

ウ 契約条項については、契約書（案）を入札参加資格認定を受けた者に対し交付する。

エ 落札者は、本市が定める日（落札者決定から５日以内）までに契約書の締結を行うものとする。契約に応じない場合は落札の決定を取り消す。

(2) 契約保証金

免除（福山市契約規則（昭和４１年規則第１３号。以下「規則」という。）第６条第１項第５号）

(3) 支払条件

ア 本調達に関わる支払は、原則として、２０３０年度（令和１２年度）まで本市の会計年度ごとに支払うものとする。

イ 支払金額は次の額を上限とする。

賃貸借料：契約金額の概ね５５．４％以内

委託料：契約金額の概ね４４．６％以内

ウ その他支払条件の詳細については、落札者と別途協議の上決定する。

第2章 入札手続に関する事項

1 日 程

入札手続に関する日程は、次のとおりとする。

手 続	期 日
1 入札参加資格審査申請受付期間	2025年（令和7年）10月17日（金）から 2025年（令和7年）10月23日（木）午後5時まで
2 入札参加資格の認定	2025年（令和7年）10月24日（金）まで
3 入札説明書等に関する質問受付期間	2025年（令和7年）10月24日（金）から 2025年（令和7年）10月29日（水）午後5時まで
4 入札説明書等に関する質問への回答	2025年（令和7年）10月30日（木）
5 機器一覧表の提出期限	2025年（令和7年）11月4日（火）午後5時
6 入札辞退届の提出期限	2025年（令和7年）11月4日（火）午後5時
7 入札書の事前提出期限	2025年（令和7年）11月5日（水）午後5時
8 入札及び開札	2025年（令和7年）11月6日（木）午前10時

2 入札説明書等の交付

本入札の説明資料及び申請手続様式として、次の書類を交付する。

(1) 説明資料

ア 入札説明書（本書）

イ 入札仕様書

※入札仕様書は、入札参加資格を認定した者に対し交付する。

(2) 入札参加資格審査申請の手続様式

ア 入札参加資格審査申請書（様式1）

イ 受付票（様式2）

ウ 委任状（様式3）

代表者から支店長等に対する委任事項を証したもの。入札に関する手続等を委任する場合のみ提出のこと。

エ 使用印鑑届（様式4）

代表者印と異なる印鑑を入札及び契約時に使用する場合のみ提出すること。

オ 担当者届（様式5）

本入札に係る担当者として1名を選任し、質疑等の窓口を一本化すること。

カ 誓約書（様式6）

キ 申立書（様式7）

市外業者で本市における課税のない者は提出すること。

ク 第三者賃貸方式による貸付能力等証明書（様式8）

第三者をして物件の貸付を行う場合は、提出すること。

(3) 入札及び入札に関する手続様式

ア 質問書（様式9）

イ 機器一覧表（様式10）

- ウ 入札辞退届（様式 1 1）
- エ 委任状（入札用）（様式 1 2）
- オ 入札書（様式 1 3）
- カ 入札金額内訳書（様式 1 4）
- キ 機器等の費用に関する一覧表（様式 1 5）

※入札及び入札に関する手続様式は、入札参加資格を認定した者に対し交付する。

(4) 契約について

- ア 契約書（案）

契約書（案）については、入札参加資格を認定した者に対し交付する。

3 入札参加資格審査申請書類の提出

(1) 提出先

第 1 章の「2 担当課」とする。

(2) 提出期限及び提出方法

- ア 入札参加資格審査申請書は、2 0 2 5 年（令和 7 年）1 0 月 2 3 日（木）午後 5 時まで
に必着させること。

- イ 郵便又は信書便により提出する場合

郵便又は信書便は、書留郵便又は民間事業者による信書の伝達に関する法律（平成 1 4 年法律第 9 9 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（以下「書留郵便等」という。）とする。

- ウ 直接持参する場合

2 0 2 5 年（令和 7 年）1 0 月 1 7 日（金）から同月 2 3 日（木）（土日を除く。）の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時までに提出すること。

- エ 入札参加資格審査申請者は、提出した入札参加資格審査申請書等の差替え、変更又は取消しをすることができないものとする。

(3) 提出書類

入札参加資格審査申請に必要な書類は次に掲げる書類とする。

なお、「イ 印鑑証明書」、「ウ 市税の完納証明書」、「エ 納税証明書」及び「カ 商業・法人登記簿謄本」は、入札参加資格審査申請書提出の日から 3 か月前の日以降に発行されたものとし、「ウ 市税の完納証明書」、「エ 納税証明書」及び「カ 商業・法人登記簿謄本」は、写しを可とする。

- ア 2 (2) に示す申請書類一式。委任状、使用印鑑届、申立書及び第三者をして物件の貸付を行えることの証明書は、必要な者のみ提出すること。

- イ 印鑑証明書

実印であることを証明するもの。

- ウ 市税の完納証明書

本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの。市外の事業者で本市における課税がない者は、申立書を提出すること。

- エ 納税証明書

国に納付すべき消費税及び地方消費税の未納がないことを証明したもの（免税事業者

を除く。）。

オ 商業・法人登記簿謄本

4 入札参加資格の認定

入札参加資格を認定した場合は、「入札参加資格認定通知書」を、適宜、書面により通知する。

5 入札説明書及び入札仕様書等に関する質問

(1) 質問の方法

本書及び入札仕様書等に関する質問は、質問書により、電子メールで提出すること。

提出先メールアドレス：ict-suishin@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 受付期間

2025年（令和7年）10月24日（金）から同月29日（水）午後5時までとする。

(3) 質問に対する回答

質問への回答は、2025年（令和7年）10月30日（木）までに、入札参加資格を認定した全ての者に電子メールにより送付する。

6 機器一覧表の提出

(1) 提出期限

2025年（令和7年）11月4日（火）午後5時

(2) 提出先

第1章の「2 担当課」へ電子メールにより提出すること（上記提出期限までに必着のこと）。

提出先メールアドレス：ict-suishin@city.fukuyama.hiroshima.jp

(3) 提出書類

機器明細等に必要な書類は次に掲げる書類とする。

ア 機器一覧表

イ 証明書（任意様式）

※本市が想定していない機器及び部品で入札する者は、動作を保証するための証明書を提出すること。

7 入札及び開札手続き

(1) 入札

ア 日時及び場所

2025年（令和7年）11月6日（木）午前10時

福山市役所 本庁舎4階 ICT推進課会議室

入札書を書留郵便等又は持参により事前に提出する場合は、「(3)入札書の提出方法」により2025年（令和7年）11月5日（水）午後5時までに必着させること。

イ 入札書を事前に提出する場合の提出先

第1章の「2 担当課」とする。

(2) 辞退について

入札参加予定者が入札を辞退するときは、入札辞退届を2025年（令和7年）11月4日（火）午後5時（必着）までに郵送又は持参により、第1章の「2 担当課」へ提出すること。

(3) 入札書の提出方法

ア 入札参加者又はその代理人（以下「入札参加者等」という。）は「(4)入札書の作成」に記載の委任状（入札用）、入札書、入札金額内訳書及び機器等の費用に関する一覧表を、書留郵便等又は持参により提出しなければならない。ただし、電話、電報、FAX、電子メールその他の定められた方法以外の方法による入札は認めない。

なお、委任状（入札用）は、必要な者のみ提出すること。

イ 書留郵便等又は持参により事前に提出する場合は、初回の入札書を作成し、封筒へ入れて封印する。その封筒の表面に入札者の商号（名称）を記載し「2025年11月6日開札 福山市戸籍コンビニ交付システム通信機器等の賃貸借に係る入札書 第1回目在中」と朱書きすること。この封筒を別の1つの封筒に入れて二重封筒とし、表面に「2025年11月6日開札 福山市戸籍コンビニ交付システム通信機器等の賃貸借に係る入札書」と朱書きし、親展により提出先に宛て、入札書の事前提出期限までに必着させなければならない。

ウ 入札書を入札時に持参する場合は、初回の入札書を作成し、封筒へ入れて封印する。その封筒の表面に入札者の商号（名称）を記載し「2025年11月6日開札 福山市戸籍コンビニ交付システム通信機器等の賃貸借に係る入札書 第1回目在中」と朱書きし、持参すること。

エ 入札参加者等は、その提出した入札書の引換え、変更及び取消しをすることができない。

(4) 入札書の作成

ア 入札書の作成

(ア) 入札書は所定の様式を使用し、次の内容に従い記載すること。

(イ) 入札書に記載した金額の内訳を、入札金額内訳書により作成すること。

(ウ) 入札書に記載した機器等の費用に関する金額の内訳を、機器等の費用に関する一覧表により作成すること。

イ 入札書の記載項目

(ア) 年月日

入札書の提出年月日とする。

(イ) 金 額

入札書に記載する金額は、本調達に伴う一切の経費を含めて見積った契約希望金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とすること。

賃貸借（リース）期間（60か月）の総額を記載すること（月額を記載しないこと）。

(ウ) 入札者住所、商号、代表者及び押印

a 本人の場合

入札参加資格審査申請者の所在地、商号又は名称、代表者職、名前並びに入札参加資格審査申請書と同じ印とする。

なお、入札参加資格審査申請において、使用印鑑届の提出がある場合には、この印とすること。

b 代理人の場合

入札参加資格審査申請において委任状を提出している場合は、代理人の所在地、商号又は名称及び職、名前並びに代理人印とする。

c 復代理人の場合

復代理人の場合は、入札前に委任状（入札用）を提出し、復代理人の名前及び復代理人印とすること。

ウ 入札参加者等は、本書、入札仕様書、契約書（案）及び規則を十分考慮して入札金額を見積るものとする。入札仕様書等についての不知又は不明を理由として入札後に異議を申し立てることはできない。

エ 入札金額の訂正は認めない。

(5) 開札

ア 日時及び場所

2025年（令和7年）11月6日（木）午前10時
福山市役所 本庁舎4階 ICT推進課会議室

イ 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。

なお、立ち会うことができるものは1名とする。入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない本市職員を立ち合わせて行うものとする。

ウ 落札者の決定方法

(ア) 規則に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格を持って有効な入札を行った者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者が開札に立ち会っていない場合又は立ち会っていてもくじを引かない場合は、当該入札事務に関係のない本市職員が代理でくじを引くものとする。

(イ) 入札された最低価格が予定価格を超えている場合は、再度の入札を行うものとする。

なお、再度の入札は2回を限度とする（合計3回）。

(ウ) 事前に入札書を提出した入札者又はその代理人がある場合であって、再度の入札を行う場合は、再度の入札については別途案内する。

エ 入札結果の通知

開札後直ちに、落札者及び落札金額を電子メールで通知する。

(6) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札（再入札も含む。）は無効とする。

ア 入札参加資格のない者が入札したとき。

イ 入札者が2以上の入札をしたとき。

ウ 他人の代理を兼ね、又は2以上を代理して入札をしたとき。

エ 入札者が連合して入札をしたとき、その他入札に際して不正の行為があったとき。

オ 入札書に記名押印を欠く入札をしたとき。

- カ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
- キ 委任状を持参しない代理人が入札をしたとき。
- ク 金額を訂正した入札をしたとき。
- ケ 入札が、取り消すことができる無能力者の意思表示であるとき。
- コ 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。
- サ 再度の入札をした場合において、その入札が1であるとき。
- シ 入札公告等において示した入札書の提出場所及び提出日時に入札書が到達しなかったとき。
- ス 上記アからシまでに掲げるもののほか、規則又は特に指定した事項に違反した入札をしたとき。

(7) 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は、これを延期又は中止する。この場合における損害は、入札者の負担とする。

(8) 入札保証金

免除（規則第25条第1項第2号）

(9) 入札違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額（落札者が落札の際に入札した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として納入すること。

8 その他

(1) 入札に当たっての注意事項

ア 本市から提供を受けた文書について、本件の入札手続以外の目的に供してはならない。
また、本入札において、本市の情報システム等に関して知ることとなった内容は、第三者に洩らしてはならない。

なお、本市が貸与した文書は返却すること。

イ 本入札に要する費用は、入札者が負担する。

ウ 本入札に関し本市へ提出された資料は返却しない。

(2) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限定する。

(3) 守秘義務要件

本業務に関して知り得た情報は、第三者に漏洩することを防止し、かつ、秘密漏洩の可能性を事前に排除するものとする。

また、関係資料の滅失又はき損を防止し、秘密を保持するため、必要かつ十分な措置を講じるものとする。

以上